

令和5年度財務状況

学校法人は、昭和46年4月1日付文部省令第18号「学校法人会計基準」に則して会計処理を行い、会計処理結果を表す財務計算に関する書類「計算書類」を会計年度ごとに作成しなければなりません。更に、大学法人は、平成27年度より「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が適用され、一般企業の決算書に相当する「資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表」の3表を作成します。

学校法人行吉学園の令和5年度計算書類（決算書）は、監事の監査を経て、令和6年5月30日の理事会で承認され、続く評議員会へ報告し了承されました。また、独立監査人である監査法人から、この計算書類は適正であるとの監査報告を受けています。

【令和5年度決算概要について】

1. 令和5年度の事業活動収支計算書における教育活動収入は、学生生徒等納付金が前年比「△333百万円」、寄付金・経常費等補助金・付随事業収入が前年比「△61百万円」となったこと等により、全体で「391百万円」の減少となりました。
教育活動支出は、人件費が前年比「+66百万円」、教育研究経費が前年比「+6百万円」、管理経費が前年比「+8百万円」となったことにより、全体で「80百万円」の増加となりました。
2. 教育活動外収支は、前年比「△5百万円」の「25百万円」となりました。本学は借入金がなく利息の支払いも発生しないことから収支の黒字を確保しています。特別収支は、前年比「+3百万円」となりました。
3. 以上により、基本金組入前当年度収支差額は「△1,266百万円」となり、前年比「△473百万円」の赤字基調となりました。基本金組入額は「△127百万円」、これにより当年度収支差額は「△1,393百万円」の支出超過となり、前年比では「△456百万円」となりました。
令和6年度予算においては「人件費、経常費、臨時費、研究費」を削減し、一層の支出抑制を図ります。
4. 一般企業のキャッシュ・フロー計算書に当たる活動区分資金収支計算書において、教育活動資金収支差額が赤字となりましたが、翌年度へ繰越す支払資金残高は「4,531百万円」を確保しています。

【掲載する計算書類等】

- 資金収支計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
- 活動区分資金収支計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
- 事業活動収支計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
- 貸借対照表（令和6年3月31日）
- 財産目録（令和6年3月31日）
- 監査報告書（監事・独立監査人）
- 経年推移及び財務比率